



2019年 7月 26日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

アジア・インド・中東発着貨物の必須入力情報について

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年8月1日より中国発着貨物と同様に上海トランシップを行う**アジア・インド・中東発着貨物**についても、上海港でのマニフェストの事前通知時に**企業コード・連絡先**及び**具体的な品目名**の記載が必要となります。当ルールは中国税関総署 2017年56号令(別添)のルール改正により、上海港経由第三国への貨物にも適用されることとなりました。急なご案内となり誠にご迷惑をお掛けしますが、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

- ・ 対応開始日 : 2019年8月1日以降 (上海港発着ベース)
- ・ 対象貨物 : **アジア・インド・中東⇄日本港**
※既に当ルールが適用されている中国発着貨物については変更御座いません。
- ・ 提示時期 : BOOKING 依頼時及び DOCK CUT まで
- ・ 提示方法 : SHIPPING INSTRUCTIONS に下記情報を記載
- ・ 必須事項 : 1) 連絡先 (例 電話番号 (**推奨**)、fax 番号、メールアドレス)
2) SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY の企業コード (**詳細は下記ご参照ください**)
3) 具体的な品目名
- ・ コード記載場所 : SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARTY の欄に住所、連絡先、企業コードの順で記載願ひます
(E-BOOKING の場合は各アドレス欄に記載ください)



【各国・地域の企業コード一覧表】

国・地域	企業コード
日本	CIK / LEI / 9999
香港	TRADE REGISTER NUMBER
台湾	UNIFORM INVOICE NUMBER / CIK
アラブ首長国連邦	COMMERCIAL REGISTER NUMBER / CHAMBER OF COMMERCE NUMBER
インド	TRADE REGISTER NUMBER / CIN
インドネシア	TIN / CIK
カンボジア	SIREN NUMBER
シンガポール	UEN
スリランカ	TRADE REGISTER NUMBER
タイ	TRADE REGISTER NUMBER
フィリピン	SEC REGISTRATION NUMBER
ベトナム	TRADE REGISTER NUMBER
マレーシア	TRADE REGISTER NUMBER / CIK
ミャンマー	TRADE REGISTER NUMBER

※ 上記コードの中から1つを記載ください。

※ コード略称と番号を“+”半角記号で繋いで記載ください。

※ TO ORDER / SAME AS CONSIGNEE の場合は住所、連絡先、企業コードの記載は不要です。

※記載がない国・地域の企業コードが必要な場合は弊社へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

本件に関するお問い合わせは下記までお願い致します。

(本社定期船部：084-987-1500、東京支店：03-3264-8805、阪神事務所：06-6443-1025)



【参考】

平成 30 年 5 月 23 日

お客様各位

神原汽船株式会社
定期船部

中国税関総署2017 年第56 号令への対応

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中国税関総署2017 年第56 号令により、2018 年6 月1 日よりマニフェストの事前通知時に**企業コード・連絡先**及び**具体的な品目名**の記載が必要となります。

つきましては、下記の通り対応を行うこととなりましたのでご理解賜りたく、宜しく
お願い申し上げます。

敬具

記

- ・ 対応開始日：2018 年6 月1 日より
- ・ 対象貨物：日本⇄中国 全貨物（国際T/S 貨物を除く）
- ・ 提示時期：BOOKING 依頼時及びDOCK CUT まで
- ・ 必須事項：1) 連絡先（例 電話番号（**推奨**）、fax 番号、メールアドレス）
2) SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY の企業コード（**詳細は別紙参照ください**）
3) 具体的な品目名
- ・ コード記載場所：SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARTY の欄に住所、連絡先、企業コード
の順で記載願います
(E-BOOKING の場合は各アドレス欄に記載ください)